



平成 24 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 小 林 産 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 野竿 俊規
(コード番号 8077 大証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 檜垣 俊行
(T E L : 06-6535-3690)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 13 日開催の取締役会において、平成 25 年 1 月 30 日開催予定の第 72 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、適切な人材を招聘することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第 26 条（社外取締役との責任限定契約）および変更案第 33 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
- なお、変更案第 26 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 1 月 30 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 1 月 30 日（水）

別紙

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u>
第 <u>2 6</u> 条～第 <u>3 1</u> 条 (条文省略)	第 <u>2 6</u> 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 <u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(新 設)	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u>
第 <u>3 2</u> 条～第 <u>3 5</u> 条 (条文省略)	第 <u>3 3</u> 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 <u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
	第 <u>3 4</u> 条～第 <u>3 7</u> 条 (現行どおり)

以 上